第３７号様式(第３条関係)

**景観チェックシート②【地域区分：川とまちの地域】**

行為者(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)

**＜景観形成の方針＞**

河川や斜面緑地、農地などの多様な自然的景観資源と市街地が近接する地域特性を生かし、豊かな自然環境が織り込まれた、潤いのある田園景観を目指します。

**＜建築物の景観誘導指針＞**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | 配慮事項 | 該当の有無 | | 景観形成のために配慮した事項 |
| 有り | 無し |
| ①共通誘導指針 | | 低層の住宅地では、屋根の形状や素材及び色彩を落ち着いたものとし、豊かなみどりと水に調和したまちなみ景観とする。 | □ | □ |  |
| 工業地では、周辺の住宅地に配慮し、緑地帯の設置や明るく親しみの持てる景観とする。 | □ | □ |  |
| 斜面緑地や相模川沿いからの眺望を大切にしたまちなみ景観とする。 | □ | □ |  |
| 斜面緑地周辺では、斜面緑地のみどりのスカイラインを分断しないよう配慮する。 | □ | □ |  |
| 相模川沿いに点在する歴史的資源である勝坂遺跡、田名向原遺跡や無量光寺等や地域での祭りなど、歴史・文化を生かした景観形成に努める。 | □ | □ |  |
| 新たな景観拠点では、都市基盤の整備に併せ、地区計画等の活用など、周辺の自然環境と調和した景観の創出に努める。 | □ | □ |  |
| ②個別指針 | 配置 | 工業地では、壁面後退するなど、緩衝帯の創出に努める。 | □ | □ |  |
| 眺望の場からの景色を阻害しないよう、建築物の配置等に配慮する。 | □ | □ |  |
| 形態  ・  意匠 | 住宅地では、勾配屋根のまちなみの連続性に配慮する。 | □ | □ |  |
| 工場、倉庫等の大規模な屋根や壁面は、光を強く反射する素材は避ける。 | □ | □ |  |
| 高層建築物は、眺望の場からの見え方に配慮したシルエットとするよう努める。 | □ | □ |  |
| 歴史・文化が感じられる地域では、それらの景観資源を生かした意匠や素材の活用に努める。 | □ | □ |  |
| 建築設備等は、できるだけ屋上へ設置しないよう努める。なお、屋上に設置する場合は、建築物と一体的なデザインとする。又はルーバー等で覆うなど景観を損なわないように配慮する。 | □ | □ |  |
| 色彩 | 住宅地の外壁は、暖かく落ち着きのある暖色系色相の低・中彩度色を基本とし、樹林地の周辺などでは、周囲から突出しやすい高明度色は避ける。 | □ | □ |  |
| 住宅地の屋根は、まちなみの連続性に配慮し、暖色系色相又は無彩色の低明度、低彩度色を基本とする。 | □ | □ |  |
| 工業地では、施設相互の色彩を揃え、すっきりとした清潔感のある低彩度の色彩を基本とし、樹林地の周辺などでは、周囲から突出しやすい高明度色は避ける。 | □ | □ |  |
| 商業地では、周囲の自然や眺望景観から突出しないよう低彩度色又は暖色系色相の中彩度色を基本とし、樹林地の周辺などでは、周囲から突出しやすい高明度色は避ける。 | □ | □ |  |
| 大規模な壁面等は、形態に応じて色彩の分節化を図るなど、威圧感の軽減に努める。 | □ | □ |  |
| アクセントカラーの使用は必要最小限とし、やむを得ず用いる場合は低層部に集約する。 | □ | □ |  |
| フェンス等の色彩は、こげ茶、グレーベージュ、黒、暗灰色など、暖色系色相の低明度、低彩度色又は無彩色の低明度色を基本とする。 | □ | □ |  |
| 緑化 | 住宅地では、積極的に生垣等の緑化に努める。 | □ | □ |  |
| 大規模な工場等では、中・高木による緑化を推進するとともに、エントランス周辺には、シンボルとなる樹木や花の演出に努める。 | □ | □ |  |
| その他 | 屋外設備及び駐車場等の附属施設は、建築物と一体的なデザインとする。又は緑化等による修景に努める。 | □ | □ |  |
| 道路沿いに塀等を設置する場合は、透視可能なフェンスや生垣を基本とする。 | □ | □ |  |
| 過激な光の拡散や点滅するネオン等の使用は避ける。 | □ | □ |  |

備考

該当する□にチェックしてください。